

令和 7 年度定期監査（本庁等）の結果に係る措置状況報告

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条
第 14 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査（本庁等）の結果
に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 21 日

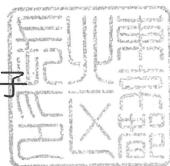
東京都北区監査委員	佐藤 明充
同	西村 泰信
同	坂口 勝也
同	坂場 まさたけ



7北総総第4353号
令和7年12月19日

北区監査委員 殿

東京都北区長 山田 加奈子



令和7年度定期監査（本庁等）の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年9月8日付7北監第1439号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	財政課		
結果	指摘	項番	①

監査結果

歳入を収入しようとするときは調定を行い、課長等は直ちに会計管理者に通知をしなければならない。また、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までに行わなければならないとされている（会計事務規則 第11条、第21条、第22条）。

しかし、財政課は財政調整基金ほか6基金に係る利子102,411,480円について、規則で定める期限を経過後の令和7年5月2日に会計管理者に通知していた。

会計事務に適正を期されたい。

なお、決算審査においては、規則に定める期限以降に処理された調定が区全体で131件、646,144,335円あり、規則と会計事務の乖離が多数、確認された。

会計事務を所管する会計課は、改めて実態を把握したうえで、規則との乖離がないよう、規則の改定を含め改善を図られたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

歳入・歳出ともに前年度実績を踏まえた予定一覧表を作成し、処理漏れが生じないよう事務改善を図りました。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度定期監査		
監査対象課 監査対象団体	会計課		
結果	指摘	項番	①
監査結果			

歳入を収入しようとするとときは調定を行い、課長等は直ちに会計管理者に通知をしなければならない。また、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までに行わなければならないとされている（会計事務規則 第11条、第21条、第22条）。しかし、財政課は財政調整基金ほか6基金に係る利子102,411,480円について、規則で定める期限を経過後の令和7年5月2日に会計管理者に通知していた。

会計事務に適正を期されたい。

なお、決算審査においては、規則に定める期限以降に処理された調定が区全体で131件、646,144,335円あり、規則と会計事務の乖離が多数、確認された。

会計事務を所管する会計課は、改めて実態を把握したうえで、規則との乖離がないよう、規則の改定を含め改善を図られたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

歳入歳出に関する帳票の会計管理者に対する送付は、原則として翌年度の4月20日までに行われなければならない旨、東京都北区会計事務規則第11条で定めておりますが、これは決算処理を、迅速かつ確実に整理するために設けた訓示規定と捉えています。

区の出納整理期間内の時点（4月20日）をもって、收支状況の大部分を把握し、期限内に送付が困難なものは別途「支払遅延通知書」を徴することで、出納閉鎖日における収支決算額の近似値を求め、区長への報告、及び決算の迅速な調整に資することを目的としています。

区の会計年度は地方自治法第235条の5の規定に基づき、翌年度の5月31日に閉鎖されるため、同日までに送付された帳票は、当該年度分として処理することとなります。

会計事務規則の改正は予定しておりませんが、会計管理室では毎年3月に「年度末及び出納整理期間等における会計事務の取扱いについて」を全庁あて通知し、処理に遺漏のないよう注意を図っております。

今回の指摘を受け、規則通りの運用を確実に行いうよう、改めて注意喚起を図ってまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	しごと連携担当課		
結果	指摘	項番	(3)

監査結果

区は、渋沢栄一翁の魅力や「お札が生まれるまち・北区」、「渋沢×北区」のイメージを発信することを目的としてクラウドファンディング「旧渋沢庭園改修プロジェクト」事業を実施し、令和6年6月3日から7月31日まで寄附を募集した。

寄附金の目標設定額は300万円とし、旧渋沢庭園内の史跡案内板11基全ての更新に充てることとした。また、寄附（3万円以上）を頂いた中で、希望する寄附者の名前を掲載した銘板を新たに1基設置することとした。

あわせて10万円以上の寄附者には、「旧渋沢庭園特別見学ツアー」や「国立印刷局東京工場特別見学ツアー」への参加特典を付与した。

しかし、区によれば、「募集期間が短く、周知が十分ではなかった」ことにより、寄附金は、18名分452,000円となり、このため史跡案内板は3基のみの更新、銘板1基の設置にとどまり、ツアーへの参加希望もなく、当初の予定より低調な結果となっている。

事業の企画・立案・実施にあたっては、事業目的・成果の達成に十分留意されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

監査結果を真摯に受け止め、次回以降のクラウドファンディング事業において円滑な遂行と成果の最大化に寄与できるよう、以下の措置を講じました。

1. 事業報告書の作成

「旧渋沢庭園改修プロジェクト」事業の振り返りを行い、寄附者の分析、課題や改善点等を記載した事業報告書を作成しました。クラウドファンディング事業を今後実施する所管課における参考資料として提供し、事業計画立案の際に役立ててもらうことを目的としています。

2. 「クラウドファンディングの手引き」への追記

クラウドファンディング事業を統括する経営改革・公共施設再配置推進担当課と調整し、「クラウドファンディングの手引き」において、事業企画・立案・実施に際して事業目的や成果の達成に留意するよう喚起する内容を追記する予定です。

以上の措置を踏まえ、クラウドファンディング事業に限らず今後の事業企画においては、その目的や内容、過去の実績を十分に踏まえ、他の事例を研究し、慎重に吟味した上で実施してまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査		
監査対象課 監査対象団体	健康政策課		
結果	指摘	項番	(4)

監査結果

地方公共団体の締結する売買、賃借、請負その他の契約は、競争入札が原則であり、地方自治法施行令第167条の2では、特命随意契約によることができる場合を「その性質又は目的は競争入札に適しないものをするとき」などに限定している。

区は、「がん検診（検診機関・検診車方式）委託（単価契約分）」及び「公害診療報酬明細書等点検及び入力委託（単価契約分）」を表のとおり、特命で随意契約を行っている。前者は、「業務に精通し、多数の実績があり、高い評価を得ていること」及び「事業者を変更した場合、過去のデータが確認できなくなること」、後者は「専門的で特殊な知識・技能を有していること」などを理由としている。

しかしながら、表のとおり、これらの業務に係る他区の契約状況を踏まえると、他の事業者への委託は可能である。また、過去の検診データは区に帰属することから、受託者が代ってもデータの活用は可能であるなど、これらの契約は、「その性質又は目的は競争入札に適しないものをするとき」に当たらない。

区は、契約の公平性及び競争性の観点から、事業者の選定に厳正を期されたい。

委託業務名	事業者名	決算額	23区の左記事業者との契約状況
がん検診（検診機関・検診車方式）委託（単価契約分）	公益財団法人 東京都予防医学協会	51,887,000円	23区中9区
公害診療報酬明細書等点検及び入力委託（単価契約分）	株式会社 ニチイ学館	3,699,000円	公害保健事務を実施する 19区中7区

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

「がん検診（検診機関・検診車方式）委託（単価契約分）」については、当該業者は東京都保健医療局等が行う外部精度管理事業に参加し、検診精度について高い評価を得ており、区が求めるがん検診を実施することができる唯一の事業者と判断しました。

例年、4月1日から概ね1年間実施している本検診事業において事業者を変更した場合は、過去の検診データが確認できなくなる恐れから、検診結果の比較や精密検査の追跡調査が困難となり各種報告・統計調査に影響が出ることのほか、区民への安心・安定的な検診環境の創出が困難となることなどから、平成14年度から特命随意契約としています。

今後、事業者と委託契約を締結する際には、地方公共団体が契約を締結する場合は競争入札が原則であることを認識し、適正な契約事務となるように検討してまいります。

また、「公害診療報酬明細書等点検及び入力委託（単価契約分）」については、次年度より競争入札により事業を実施することいたしました。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査		
監査対象課 監査対象団体	健康政策課		
結果	指摘	項番	⑤

監査結果

区は、令和6年10月1日に「肺がん検診（医療機関方式）システム導入委託（単価契約分）」（契約期間：令和6年10月1日から令和7年3月31日、支払金額：527万3千円）の契約を一般社団法人東京都北区医師会と締結している。

委託契約書第3条によれば、「受注者は、この契約について委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。」と定めている。

しかしながら、本契約の履行状況を確認したところ、受注者は、区の承諾を得ずに、委託業務の全部を第三者（公益財団法人結核予防会総合健診推進センター）に再委託しており、この契約条項に反している。

区は、契約事務に厳正を期されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

委託契約書の記載通りの運用となるよう、契約事務を改善しました。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	国保年金課		
結果	指摘事項	項番	(7)
監査結果			
<p>国保年金課は、後期高齢者医療保険料として収納した現金を登録・保管するレジスターを執務スペースからの死角にあたる場所に設置していた（監査日：令和7年6月6日）。過去の事件を受けて会計管理室長から発出された「公金収納の取扱について（通知）」（平成21年3月23日付20北会会第1760号）によれば、レジスターに打ち込む職員の姿が、他の職員から見えない位置にレジスターを置いてはならない、とされており、現金事故防止の観点から、早急に設置場所の改善を図られたい。</p>			
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）			
<p>レジスターについては窓口付近に設置しており、事務室内の職員側からだとパーテーションにより死角になりやすかったことから、これを改め、全職員から死角にならないよう、窓口付近から事務室内に設置場所の引き下げを行いました。</p>			

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和 7 年度 定期監査（本庁舎）		
監査対象課 監査対象団体	職員課		
結果	意見・検討	項目番号	①

監査結果

区では、多様化、複雑化する区民ニーズに対応すべく、計画的な人材育成に取り組んでいる。

住民サービスの維持・向上には、区政の担い手となる職員が不可欠であるが、普通退職者は年々増加しており、令和 6 年度は 59 名であった。年齢別では、新規採用から 39 歳まで（以下、若年世代）の早期離職者は、37 名となっており、普通退職者に占める割合は 62.7% であった。

職員の採用・育成には、採用時から的人件費や、様々な教育研修のコストを費やしている。早期離職の発生が続くことは、これらの人的投資が無に帰するだけでなく、将来の北区を支える貴重な人材を失うことになる。

現在、区は働きやすい労働環境の整備に向け、時差出勤・テレワーク（令和 7 年度施行）の実施、新たな休暇制度である子育て部分休暇の導入や、健康相談の充実などに取り組んでいる。

しかし、早期離職のより一層の防止に向けては、採用前の段階では、北区の魅力を積極的に伝え、就職先の第一希望とする受験者を増やすための採用 PR の強化、現場や仕事内容を知つてもらうためのインターンシップ制度の拡充、採用後においては、先輩職員や上司からの積極的なコミュニケーションやサポート、資格取得に対する経費補助など、自らのキャリアプランを描けるような積極的な取り組みが必要である。

区は、若年世代の確保・定着に向け、全職員が一丸となって、やりがいのある魅力ある職場環境の整備に取り組まれたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

【採用 PR の強化】について

採用 PR の強化として、求人情報や採用 PR 情報を広く周知するため、民間が運営する自治体専用の採用プラットフォームの活用を令和 7 年 10 月より開始。また、令和 8 年度より民間主催の就職フェア等への北区単独での参加、特に職員構成比が高い埼玉方面への採用活動の強化を検討中です。

【インターンシップ制度の拡充】について

より多くの学生に参加してもらい、北区への志望者を増やすため、令和 7 年 10 月より、大学を通さなければ申込をすることが出来なかつた制度を学生個人で申込をすることが可

能な公募型のインターンシップへと変更。また、令和7年度中に技術職志望の学生向けに公募型のインターンシップを実施します。令和8年度以降は、夏季に事務系職員を含め、すべての職種で公募型インターンシップを実施してまいります。

【採用後の取り組み】について

上司や先輩職員から適切なサポートを受けられる体制を整えるため、令和8年度より既存の「OJT」研修を「OJT・心理的安全性研修」に改編するとともに、OJT担当職員を対象としたフォローアップ研修を実施します。これにより、進捗状況の確認や課題の解消を図ります。また、職員のキャリア安全性を確保するため、各職層に応じたキャリア形成支援研修をさらに充実させていきます。

さらに、令和8年度より内定者向けeラーニング講座を開設するとともに、資格取得支援制度を新たに創設し、職員の自己啓発を積極的に支援してまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度定期監査		
監査対象課 監査対象団体	地域振興課		
結果	意見・検討	項番	②

監査結果

区は、区民が通夜・葬儀を行うための施設として、北区セレモニーホールを平成6年度に開設している。

施設の利用状況をみると、平成11年度に利用件数561件、利用率92.9%とピークに達したが、以降は徐々に減少し、令和6年度は189件、30.9%となっている。

これまで区は、棺保管室の稼働や、区外利用者の受付を開始するなど、稼働率向上に取り組んできたが、コロナ禍以降も利用率は30%台と低迷している。

近年、葬儀の形態が多様化し、家族葬や1日葬、通夜や葬式を行わず火葬のみなど、ニーズは変化している。また、斎場使用料から斎場管理費を差し引いた収支は赤字である一方、物価高騰の影響を受け、施設の維持管理費は年々上昇している。

区は、こうした状況を十分に踏まえて、今後の施設運営について早急に見直しを図られたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

北区セレモニーホールの令和6年度の稼働率は30.9%となっていますが、2階と3階に2つの式場があり、年間189件と一定の利用実績があります。戸籍住民課で取り扱う区民葬儀においても葬儀を安心して行える場所として紹介をしていることから、早急な閉鎖は困難です。

また、23区の状況を調べたところ、大半の区が稼働率低迷の課題を抱えているが、区民葬儀の必要性から廃止は難しいとのことでした。

施設へのアクセスは北赤羽駅から徒歩8分、葬儀後の火葬場は板橋区の戸田葬祭場が約3km、車で15分ほどと近距離にあることから、火葬後の会食にもスムーズに対応できます。引き続き一日葬や家族葬等様々な葬儀形態に対応していくとともに、経費の節減に努めつつ、施設のあり方について検討を継続してまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	産業振興課		
結果	意見・検討事項	項目番号	③

監査結果

区は、令和6年11月より中小企業者の経営安定化等を図るため、「東京都北区新紙幣・キャッシュレス決済機器更新等支援事業」を開始している（令和7年度までの時限事業）。

令和6年度の補助実績は、当初想定していた350台（新紙幣200台（うちキャッシュレス併用100台）、キャッシュレス150台）に対して、30台（新紙幣16台（うちキャッシュレス併用1台）、キャッシュレス14台）にとどまっている。

これは、事業の開始が新紙幣発行の4か月後であり、区の広報媒体を活用して周知活動を行ったものの、事業期間が短かったこともあり、事業の認知度が低かったことなどによる。更に申請要件として業種や区内での営業期間（1年以上）を制限したことなども要因として考えられる。

補助事業の実施にあたっては、事業ニーズや実施時期を的確に捉え、支援を必要とする対象者に効果的に支援を行うことが重要であり、今後、着実な成果があげられるよう努められたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

監査結果を受け以下の措置を講じています。

1. 事業の認知度の向上

昨年度と同様に北区ニュースやメールマガジン等の活用、産業団体へ事業チラシの配布により事業周知に努めるとともに、新たに北区医師会、北区薬剤師会、北区歯科医師会の会員宛てに事業チラシを配布することで、認知度の向上を図っています。

2. 申請要件の緩和等

要綱を改正（令和7年4月1日改正）し、申請要件の緩和及び対象機器を拡充しました。

（1）申請要件の緩和

- ①幅広い業種を支援するため、業種条件を撤廃した。
- ②区内での事業（営業）年数の撤廃

（2）対象機器の拡充

- ①無人機器だけでなく、有人の自動券売機、自動釣銭機等も対象とした。
- ②個店が自ら導入した自動販売機を対象とした。

事業周知の強化や申請要件の緩和等により、医療機関や駐車場管理事業者から申請されるケースが出てきています。令和7年9月末現在申請件数11件、台数18台（新紙幣11

台（うちキャッシュレス併用1台）、キャッシュレス5台）7年度までの時限事業ではあります、多くの事業者に活用されるよう、引き続き事業周知の強化等の策を講じてまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	環境課		
結果	意見・検討	項番	④
監査結果			

区では、緑を創造する施策の一つである民有地の緑化の推進のため、生垣の新設や建築物（屋上・ベランダ・壁面）の緑化に対し、費用の一部を助成している。

令和元年度以降の、各種助成制度の実績を確認したところ、令和3年度の6件（生垣助成3件、屋上緑化2件、ベランダ緑化1件）をピークに減少し、直近の2年間においては、屋上緑化1件の助成のみとなっている。

区内の大部分を民有地が占めていることから、緑あるまちづくりを進めるためには、民有地の緑化は欠かせないものであり、この制度を含め、緑化活動を支援する各種助成制度について、利用するための条件や助成内容、また、積極的な活用につながる工夫など、緑化の拡大に向け検討されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

既存の各種助成制度については、区民へのさらなる周知啓発のため、ホームページに活用事例や申請方法を利用者目線でわかりやすく掲載するとともに、北区ニュースやSNSによる周知を図ってまいります。

また、来年度に試行事業として、グリーンフェスタ（5月開催予定）や環境展（10月開催予定）などにおいて、東京都苗木生産供給事業を活用し、区民に対して苗木の無償配布を行い、地域緑化を推進します。

なお、苗木の一部については、みどりと環境の情報館（エコベルデ）及び自然ふれあい情報館の2施設においてスタンプラリーを実施し、その参加者への無料配布を想定しており、施設利用者数の増加にも繋げてまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和 7 年度定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	環境課		
結果	意見・検討	項番	⑤

監査結果

区は、令和 5 年 2 月に「北区役所ゼロカーボン実行計画」（計画期間：令和 5~9 年度）を策定し、区の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量の削減目標を設定している。あわせて、その達成のために電気、ガスの使用量等の削減目標を設定している。

計画では、令和 9 年度までに基準年度（平成 25 年度）比で、温室効果ガス総排出量を 42% 削減するとしているが、令和 5 年度の削減率は 25.1% にとどまる。

また、温室効果ガス総排出量のうち 9 割以上を占める電気及びガスの使用量は、むしろ増加（基準年度比：電気 1.7% 増、ガス 12.0% 増）しており、その他のエネルギー種別についても、令和 9 年度までの目標達成は 11 項目中 3 項目にとどまり、取組みを一層強化する必要がある。

区は、削減目標の達成に向けて、より具体的なロードマップを策定するなど、庁を挙げた計画的かつ強力な取組みを実行されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

令和 6 年度の温室効果ガス総排出量は基準年度（平成 25 年度）比で、31.9%（カーボンオフセット相殺後は 33.3%）の削減率となり、令和 9 年度までの目標（42% 削減）に一步近づく結果となりました。

電気及びガスの使用量については、対基準年度比で電気 1.0% 増、ガス 12.5% 増と削減には至っていませんが、電気使用量については前年度比 0.7% 減となっています。また、その他のエネルギー種別における令和 9 年度までの目標達成は、令和 6 年度実績値で 11 項目中 5 項目となりました。

本結果を受けて、令和 7 年 1 月 7 日開催の環境管理推進本部において、温室効果ガス総排出量に大きく影響する区有施設の電力を再エネ電力へ切り替えるための調整・協議を環境管理推進幹事会において検討することを決定しました。

令和 7 年度内に関係各課と再エネ電力切り替えに向けた調整・検討を行い、必要に応じて専門部会を設置するなど温室効果ガス総排出量削減に向けて推進体制を構築するとともに、電気及びガスの使用量においても区有施設における改修や設備・機器更新の機会をとらえて高効率空調設備など環境に資する設備を導入していきます。

その他のエネルギー種別11項目のうち未達である6項目についても、環境管理推進本部において定期的に進捗状況を報告し改善策を検討するなど、令和8年度に行う組織改正により、環境課が中心となって、目標達成に向け全庁をあげて推進してまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	環境課		
結果	意見・検討	項番	(6)

監査結果

区は、「北区役所ゼロカーボン実行計画」において、温室効果ガス削減に向けた取組みとして、庁有車の新規導入又は更新する際には、市場動向や業務に適合する代替可能な電動車（電気自動車やハイブリッド車等）の有無等を勘案したうえで、原則電動車とするとしている。

電動車の導入状況をみると、令和6年度は電気自動車を1台導入し、年度末時点で13台となつたが、令和2年度（15台）と比べると減少しており、導入が十分に進んでいない。また、計画の所管課によると、電動車の導入について関係部署に積極的な働きかけは行っていない。

計画では、公用車の燃料使用量についても削減目標を設定しているが、達成には計画に沿つて、電動車比率を高めていく必要がある。

区は、全庁的な庁有車の導入・更新の状況を十分に把握の上、電動車の導入を積極的に進められたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

令和6年度の公用車の燃料使用量は、令和9年度数値目標に対して2.2%増と目標達成には至りませんでしたが、低公害車（※）の割合が令和5年度から1.5%増加したことや、ガソリンの使用量が全体的に減ったことから、対前年度比では2.0%減となりました。

公用車全体に占める電動車比率を比較すると令和2年度9.3%（公用車161台内、電動車15台）令和6年度9.4%（公用車138台内、電動車13台）とほぼ横ばいであり、電動車の導入は大幅には進んでいません。また、各所管課において保有している公用車については、予算や利用目的などにより電動車の導入を見送ることもあります。

そのため、電動車への切り替えをより推進するため、令和7年11月7日開催の環境管理推進本部にて、電動車への買い替えやリースのさらなる推進策について環境管理推進幹事会にて協議・検討することを決定しました。

令和7年度内に關係各課と意見交換等を行うとともに、必要に応じて専門部会を設置し、電動車の導入推進策を決定していきます。そして、その導入推進策を踏まえ、庁有車の更新の機会等も考慮しつつ、各所管課に対し電動車の導入を積極的に働きかけてまいります。

※低公害車：窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車（電動車や天然ガス自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車）

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	建築課		
結果	意見・検討	項番	(7)

監査結果

区では、「東京都北区耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定し、区内の住宅・建築物の耐震化を計画的に進めている。とりわけ、重点的に耐震化を促進すべき住宅については、「木造民間住宅耐震化促進事業」として、各段階（耐震診断、補強設計、改修工事、建替え工事）において、経費の一部を助成し、令和7年度末までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目指し、取り組んでいる。さらに、この取組を強化するため、令和3年3月に「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を定め、戸別訪問（ポスティング）、耐震診断を行った方に対する個別の意向確認、広報誌などによる普及・啓発活動などの取組を行っている。

各助成実績を確認したところ、東日本大震災の翌年をピークに助成件数は減少傾向になっており、特に「改修」、「建替え」については、「アクションプログラム」での助成目標を改修42件/年、建替え15件/年としているにもかかわらず、直近の2か年は、それぞれ年に2~3件の助成にとどまっている。

本事業の他、分譲・賃貸マンションへの耐震化支援事業や緊急輸送道路沿道建築物への耐震化支援事業にも取り組んでいるが、いずれも過去5年の実績は年に0~2件となっている。

耐震助成が低調な理由として、建物の耐震化には、「診断」「設計」「工事」のプロセスを踏む必要があり、建物が完成するまでの期間が長いこと、工事までの区民の自己負担額が高額になることも考えられる。

しかし、「アクションプログラム」実施報告書によれば、取組の一つである戸別訪問（ポスティング）による配布目標を、令和6年度においては、3,000件（昭和56年以前の建物）と、8,000件（平成12年以前の建物）としているが、実績が上がっていない。

これらの事業は、区民の生命と財産を守るために重要な取組である。耐震改修が必要な区民等への広報活動を、さらに積極的に進めるとともに、耐震化の促進に向け、一層取組を強化されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

住宅の耐震化促進に向け、区民へ啓発活動を行っており、個別訪問（ポスティング）のほか、電話による意向調査、無料相談会の実施、北区ニュースの掲載等の様々な方法を通じて耐震化促進に努めています。

引き続き、啓発活動を実施するとともに、耐震改修を必要とする区民の経済的負担を軽減する方法について検討を進めます。現在の助成金制度は、区民が一時的に工事等の費用を負担した後に、区が助成する仕組みとなっており、この負担を軽減するための手段とし

て、区が直接、区民が契約している事業者に対して助成金を払う「委任払い」の導入を検討しています。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	建築課		
結果	意見・検討	項番	(8)

監査結果

区では、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、がけ及び擁壁の改善工事を行う者に対し、平成18年度から経費の一部助成（工事費の1/3、限度額400万円）を実施している。平成28年度からは、土砂災害警戒区域内における擁壁工事助成（工事費の1/2、限度額600万円）について、補助率・限度額を上げ、令和2年度からは、区が実施した「がけ・擁壁等現況調査」において、健全度ランクD（明瞭な変形・劣化等がみられるため、早期の補強や改善が必要）・E（重大な変形・劣化等がみられるため、緊急の対策が必要）と判定された、がけ・擁壁の所有者等に対する改修工事費の助成（工事費の1/2、限度額1,000万円）等を行っている。

これまでの助成実績を確認したところ、平成18年度以降、年に0～1件にとどまっている。とりわけ令和2年度からの5年間においては、令和4年度の1件の助成にとどまっている。特に健全度ランクD・Eと判定された69箇所については、助成実績がない状況である。

近年多発している地震や台風及び集中豪雨等の自然災害に備え、歩行者や近接する家屋に居住する方の生命や財産に危害を及ぼすことのないよう、取組を進める必要がある。より積極的な広報活動、助成実績が少ない原因の調査・検討を行うなど、不健全ながけ及び擁壁の改善に向け、取組を強化されたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

北区の「がけ・擁壁等の現況調査」で総合評価ランクD・Eと判定されたがけ・擁壁等については、区職員が所有者等を個別訪問し、危険性を説明するとともに、助成制度を紹介し、改善を促進しています。

毎年度、戸別訪問による啓発活動を継続しており、令和7年度においても、区内の総合評価ランクD・Eの69箇所を対象に個別訪問や郵送で啓発活動を実施し、所有者への意識啓発に努めています。

今後も、危険と判定されたがけ・擁壁等の所有者等に対して危険性を説明し、「がけ・擁壁改修アドバイザー派遣（無料）」や「擁壁等安全対策支援事業」の紹介を通じて、対象物の改善に向けて粘り強く対応してまいります。また、擁壁等の対策を必要とする区民の経済的負担を軽減する方法について検討を進めます。現在の助成金制度は、区民が一時的に工事等の費用を負担した後に、区が助成する仕組みとなっており、この負担を軽減するための手段として、区が直接、区民が契約している事業者に対して助成金を払う「委任払い」の導入を検討しております。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本庁等）		
監査対象課 監査対象団体	戸籍住民課		
結果	意見・検討	項番	⑨

監査結果

東京都北区会計事務規則第31条の2では、会計管理者は、金銭出納員が歳入を収納する場合において、つり銭又は両替金を必要と認めたときは、歳計現金のうちから必要な額を保管させることができる、とされている。

この規定に基づき、赤羽区民事務所は、監査日（令和7年6月9日）現在、つり銭又は両替金として30万円保管していたが、事務所によると、うち15万円は、金庫に入れたまま1年間使用することがなかった。

つり銭又は両替金については、現金事故防止の観点から、使用実績を踏まえた金額となるよう改善を図られたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

監査のご指摘につきましては、現金事故防止の観点から重要なものと受け止め、早急に改善策を検討いたしました。

その結果、つり銭及び両替金の必要額を精査し、会計課と協議・調整のうえ、令和7年10月1日付で5万円を返還することといたしました。

今後は、使用実績を踏まえた適正な金額の設定を徹底し、つり銭及び両替金の管理をより適正に行ってまいります。

7北教教政第2071号
令和7年11月25日

北区監査委員 殿

東京都北区教育委員会



令和7年度定期監査（本庁等）の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年9月8日付7北監第1439号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	生涯学習・学校地域連携課		
結果	指摘	項番	②

監査結果

歳入を収入しようとするときは調定を行い、課長等は調定額を直ちに会計管理者に通知しなければならない。ただし、同一の科目に属する歳入で日々調定するものについては、毎月分を取りまとめ翌月5日までに通知することができる。

加えて、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までに行わなければならない、とされている（会計事務規則第11条、第21条、第22条）。

区は、地区体育館及び校庭等の夜間開放使用料について、表のとおり、3か月分まとめて調定をしていた。また、令和7年1月から3月分については、翌年度の4月20日までに会計管理者に通知していなかった。

歳入事務に厳正を期されたい。

歳入予算科目	歳入実績	歳入月	規則に定める会計管理者への通知期限	実際に会計管理者へ通知していた日
学校設備等使用料 (地区体育館及び 校庭夜間開放使用料)	2,063,060円	令和6年4月分	令和6年5月5日	令和6年7月22日
		5月分	6月5日	
		6月分	7月5日	
	3,118,820円	7月分	8月5日	令和6年11月27日
		8月分	9月5日	
		9月分	10月5日	
	2,455,480円	10月分	11月5日	令和7年1月24日
		11月分	12月5日	
		12月分	令和7年1月5日	
	3,046,045円	令和7年1月分	2月5日	令和7年5月16日以降
		2月分	3月5日	
		3月分	4月5日	
合計 10,683,405円				

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

調定事務については、会計事務規則に則り適正に会計管理者に通知するよう事務改善しました。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 定期監査（本序等）		
監査対象課 監査対象団体	学校支援課		
結果	指摘	項番	(6)
監査結果			

区は、4年に一度の小学校教科書改訂に伴い、教職員が使用する指導書の購入契約を、令和6年4月1日に7社（以下、受注者）と締結している。

本契約の仕様書では、受注者は各小学校に指導書を納品のつど、納品を証明する書類（受領書等）に、各小学校から受領者氏名及び確認印を受け、速やかに所管課へ提出することとされている（以下、受領書等という）。

関係書類を確認したところ、受注者7社のうち、納品の都度、受領書等が提出されていたのは1社のみであり、受領書等の提出はあるが学校名の記載のみが1社、未提出が5社という状況であった。

契約部署と、納品先の部署が離れている場合には、納品の事実を確認することが必要であり、受領書等は、契約内容が確実に履行されたことを確認する書類である。

今後は契約内容を遵守し、適正な契約事務を行われたい。

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

ご指摘を踏まえ、次回（教科書改訂は4年に一度のため、令和10年度）以降は、受領者氏名の記載、確認印の押印が必須であることを受注者及び学校に周知徹底し、納品書等に必須な項目の例示も示したうえで、対応していく。

そして、納品書等の受領者・押印を確認することにより納品の事実をきちんと確認したうえで支出手続きに入ることを徹底していきたい。